

## 【新型コロナウイルスに係るインドネシア保健省による対応ガイドライン】

令和2年3月20日(総20第28号)

在デンパサール日本国総領事館

●インドネシア保健省は、新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインを整備しており、当該対応ガイドラインに基づき在インドネシア日本国大使館で和訳作成したフローチャートを同大使館 HP に掲載していたところです。当該対応ガイドラインが3月16日付けで改訂されたことを受けて、同大使館 HP に掲載していたフローチャートを差し替えましたので、以下の URL からご確認ください。

●邦人の皆様におかれては、関連報道等、当地における感染状況に関する最新の情報の入手に努めてください。また、以下2を参考に、新型コロナウイルス感染防止のためのインドネシア保健省の注意事項に留意するとともに、感染症の予防に努めてください。

1 インドネシア保健省は、2月27日付け領事メールにてご案内していますとおり、新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインを整備しており、当該ガイドラインに基づき在インドネシア日本国大使館で和訳作成した、インドネシア入国時、及びインドネシア国内で発熱等の症状が確認された場合の対応についてのフローチャートを同大使館 HP に掲載していたところです。当該対応ガイドラインが3月16日付けで改訂されたことを受けて、同大使館 HP に掲載していたフローチャートを差し替えましたので、以下の URL からご確認ください。

URL:<https://www.id.emb-japan.go.jp/shingatacoronataiou.pdf>

2 3月19日現在、インドネシア国内の新型コロナウイルス感染者は309名と公表されています。インドネシア国内では、ここ数日で感染者数が大幅に増加しており、今後、この増加が更に加速するおそれもあります。

邦人の皆様におかれては、関連報道等、当地における感染状況に関する最新の情報の入手に努めてください。また、新型コロナウイルス感染防止のためのインドネシア保健省が公表している感染症の注意事項に留意するとともに、以下をご参照いただき、感染症への予防の参考としてください。

(1)現在のところ、新型コロナウイルス感染症に対する特別な治療・薬剤はなく、症状に応じた対症療法に限られています。ワクチンも開発が進められていますが、完成にはまだ時間がかかります。普段から健康管理に努め、病気にならないようにすることが大切です。

(2)新型コロナウイルス感染症は、人から人への感染を起しますが、主に、  
ア 咳やくしゃみの小さな飛沫を直接吸い込むことで感染する(飛沫感染)、  
イ 飛沫が付着した物やドアノブに手で触れ、その手で自分の鼻や口に触れて感染する(接触感染)、によって拡がります。

(3)従って感染の拡大を防ぐには以下のことが大切です。

ア 咳などの症状のある人からは 1m 以上の距離を取る。咳などの症状がある人はマスクを着用する。

イ 換気が悪く、人が密に集まる空間を避ける。

ウ 手を手指消毒用アルコールまたは石けんと流水できれいにする。いずれの場合も指の間や指先も含めて全体をしっかりと消毒し、その後はしっかりと乾かすことが重要です。

(4)この感染症を診断するには PCR 法による検査しかありませんが、インドネシア国内では検査対象者は、保健省ガイドラインに則り、医療機関が必要と判断したものに限定されているのでご注意ください。

(5)軽度の熱や軽症の風邪症状などがある場合は、外出せず自宅で静養することをお勧めします。高熱が続く、呼吸困難があるなど肺炎を疑う症状がある場合は、速やかに医療機関を受診して下さい。その際、医療機関に電話等で連絡の上、指示を仰ぐことをお勧めします。